

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

- 北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則.....(漁港漁村課) 35
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則.....(都市計画課) 35

告 示

- 平成18年北海道准看護師試験の実施.....(医療政策課) 35
○土地改良区の役員の退任の届出.....(農業支援課) 37
○土地改良区連合の役員の就任の届出.....(農業支援課) 37
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....(農業支援課) 37
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可.....(農業支援課) 37
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可.....(農業支援課) 37
○道営土地改良事業の工事の完了.....(農業施設管理課) 37
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課) 37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 38
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....(漁業指導課) 38
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....(都市環境課) 38

札幌医科大学告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 38

規 則 告 示

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第108号

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

北海道漁港管理条例施行規則(昭和32年北海道規則第64号)の一部を次のように改正する。
第15条第1項中「別記第3号様式」を「国際航海(1国の港と他の国の港との間の航海をいう。以下同じ。)」に従事する船舶以外の船舶(以下「国内船舶」という。)にあっては別記第3号様式、国際航海に従事する船舶にあっては漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林

省令第47号)別記第5号様式」に改め、同項ただし書中「船舶」を「国内船舶」に改める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第109号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則(昭和26年北海道規則第17号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第1号を次のように改める。

- (1) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イの試験に合格した者
別記第1号様式(表)の末尾欄外注の4の(2)の事項、別記第2号様式(表)の末尾欄外注の5の(2)の事項、別記第3号様式の末尾欄外注の4の(2)の事項、別記第3号様式の2の末尾欄外注の5の(1)の事項及び別記第4号様式の末尾欄外注の5の(2)の事項中「屋外広告士」を「屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道告示第772号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成18年准看護師試験を次のとおり実施する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 試 験 会 場

北海道第2水産ビル

渡島合同庁舎

苫小牧市民会館

札幌市中央区北3条西7丁目1番地

函館市美原4丁目6番16号

苫小牧市旭町3丁目2番2号

岩見沢市コミュニティプラザ 岩見沢市有明町南1番地20
 上川合同庁舎 旭川市永山6条19丁目
 北海道立北見高等技術専門学院 北見市末広町356番地1
 帯広市医師会館 帯広市東3条南11丁目2番地
 釧路市生涯学習センター 釧路市幣舞町4番28号

2 試 験 の 期 日

平成18年2月14日（火）午後1時から午後3時30分まで（2時間30分）

3 試 験 科 目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

4 受 験 資 格

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成18年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成18年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成18年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成18年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が⁽¹⁾若しくは⁽²⁾に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

(1) 提 出 先

ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所がある者については、最寄りの保健福祉事務所

イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所がある者については、その市の保健所

ウ 道外に住所がある者については、北海道保健福祉部医療政策課（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 内線 25-386）

(2) 提 出 期 間

ア 平成17年12月12日（月）から16日（金）までとする。

イ 郵便等により送付する場合は、12月16日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。

ウ 直接持参する場合は、各提出先の就業時間中に提出すること。

6 提 出 書 類

次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。

- (1) 履歴書 1通
- (2) 平成18年准看護師試験受験者整理カード（提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真（裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を受験者写真台帳の所定欄にはり付けること。） 1通
- (3) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書 1通
- (4) 4の(5)に該当する者にあつては、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面 1通

7 受 験 手 数 料

- (1) 6,900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付け、出願者の印章又は署名により消印すること。
- (2) 道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、郵便定額小為替によることができる。

8 受 験 票 の 交 付

受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。

9 合 格 の 発 表

- (1) 発 表 日 平成18年3月10日（金）
- (2) 閲 覧 場 所 北海道保健福祉部医療政策課、各保健福祉事務所及び小樽市保健所

10 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、6の(3)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成18年3月8日（水）までに北海道保健福祉部医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

なお、平成18年3月8日（水）までに修業証明書又は卒業証明書を提出することができない者については、平成18年3月31日（金）午後5時15分までに北海道保健福祉部医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

- (1) 開示する内容 総合得点
- (2) 開示を行う期間 平成18年3月10日（金）から4月10日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 開示を行う場所 北海道総務部法制文書課行政情報センター及び各支庁の行政情報

コーナー

(4) 口頭による開示請求に必要な書類

受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。

(5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。

また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 その他

(1) 受験願書、履歴書及び平成18年准看護師試験受験者整理カードの用紙は、北海道保健福祉部医療政策課及び道内の最寄りの保健福祉事務所において配布する。

(2) 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円分の切手（1部の場合）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封の上、北海道保健福祉部医療政策課又は道内の最寄りの保健福祉事務所に請求すること。

(3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成17年11月30日（水）までに北海道保健福祉部医療政策課まで申し出ること。

北海道告示第773号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東和土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成17年10月18日

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成17. 9. 9	理事	中 條 喜 吉	上川郡東川町東4号北13番地

北海道告示第774号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成17年10月18日

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成17. 9. 16	監事	西 口 貞 義	夕張郡由仁町中三川796番地の2
同	同	大 井 賢 治	同 栗山町字御園258番地

北海道告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石狩高富土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成17年10月18日

理事・監事の別	氏名	住所
理事	小笠原 進	厚田郡厚田村大字聚富村129番地124
監事	阿 部 貞 男	同 大字聚富村93番地の4

北海道告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成17年10月18日

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
空知土地改良区	須麻馬内頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	幌 倉 溜 池	同

北海道告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、空知土地改良区が管理する稲田ダムに係る管理規程の変更を認可した。

平成17年10月18日

認可した管理規程の概要
稲田ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第778号

道営土地改良（瓜幕北地区農地保全整備（農地保全））事業の工事を平成16年11月1日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年10月18日

北海道告示第779号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 函館市紅葉山町68の1（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
2(1) 解除に係る保安林の所在場所 函館市紅葉山町68の1（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 魚つき
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第780号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第781号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
2 落札を決定した日
平成17年9月30日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社
(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号

4 落札金額
84,000,000円
5 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成17年8月19日付け北海道告示第621号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部漁業指導課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第782号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
平成17年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 施 行 者 の 名 称 長沼町
2 都市計画事業の種類及び名称 長沼都市計画道路事業（3・4・4号南東通）
3 事業施行期間 平成13年5月15日から平成19年3月31日まで
4 事業地
収 用 の 部 分 変更なし

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第75号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成17年10月18日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入 札 に 付 す る 事 項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
麻酔管理システム 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成18年3月29日（水）
(4) 納 入 場 所 札幌医科大学附属病院手術室

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成17年10月18日から11月2日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学事務局業務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学附属病院臨床第一会議室（A）
（送付による場合は、郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課）

- (2) 入札日時 平成17年11月29日（火）午前10時
（送付による場合は、平成17年11月28日（月）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、札幌医科大学事務局業務課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2(2)のA及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに札幌医科大学長から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局業務課

イ 所在地 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011-611-2111 内線 3116

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Anesthesia system of administration 1 set

B . Bit tendering date and time : 10:00 A. M., November 29, 2005

(If mailed, bids must arrive no later than November 28)

C . Contact : Division of Distribution Administrative, Administration, Sapporo Medical University Nishi 16-chome Minami1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan.

Phone : 011-611-2111 Extersion 3116

